平成２３年（フ）第２９号
北海道余市郡余市町大川町３丁目85番地、前住所北海道小樽市最上２丁目10番518号
債務者　木下智恵美（旧姓関川）
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第３３号
北海道小樽市清水町22番23号
債務者　加藤　陽子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１３３号
宮城県岩沼市中央３丁目６番７―201号
債務者　三田　光子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１３６号
仙台市太白区四郎丸字渡道20番地の２
債務者　櫻井　　学
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１５０号
宮城県宮城郡利府町利府字城前14番地２　Ｎシティ大町Ⅱ103
債務者　青柳　長治
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１６１号
仙台市宮城野区平成１丁目３番16号　コーポラスイトウ102
債務者　高橋　幸恵
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１６８号
仙台市青葉区台原５丁目５番39―102号、申立時の住所仙台市青葉区向田19番５号　コーポＭＳ101
債務者　武田　哲郎
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１７２号
仙台市宮城野区岩切字三所北125番地の２
債務者　荒川　清水
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１７５号
宮城県宮城郡松島町北小泉字十文字46番地の１、従前の住所宮城県石巻市大橋２丁目11番地１　サンチェリー雅101号
債務者　角田　春華（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１８１号
仙台市宮城野区福田町２丁目21番20号　サンハイツ荘司203
債務者　佐伯裕香里
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１８号
宮城県柴田郡村田町大字沼辺字新小谷地４番地３
債務者　小原　三和
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第３６号
秋田市御所野元町４丁目13―11　御所野ハイツＣ―110号、住民票上の住所秋田県大仙市協和船岡字上宇津野357番地260
債務者　豊島　拓人
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５８号
秋田市山王新町10番15号　シティコーポ山王101、前住所秋田市八橋大畑２丁目12番１号トーカンマンション八橋プラザ531
債務者　髙橋　文子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３８号
福島市蓬莱町４丁目４番17―11号
債務者　佐藤　紀雄
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１６２５号
千葉市花見川区花見川４番４棟203号
債務者　石丸　恵里
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９８号
千葉県市原市養老1318番地
債務者　沼田　幸子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５３号
千葉県市川市宝１丁目５番17―303号　シャンピニオン
債務者　片岡　一惠
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係